

## 監 査 報 告 書

令和3年5月17日

学校法人 桜美林学園  
理 事 会 御中  
評議員会 御中

学校法人 桜美林学園

監事 南 雲 智

監事 菅 野 智 巳

私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人桜美林学園寄附行為第11条及び学校法人桜美林学園監事監査規程の規定に従い、学校法人桜美林学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の、理事の業務執行の状況を含む業務及び財産の状況について監査を実施した。

監事は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、学校法人桜美林学園監事監査規程の規定に従い、必要と認めた監査手続きを行った。

以上の監査の結果、当該年度において監事から理事会に宛てて理事の業務に関する監査報告（2021年1月21日付）等の意見報告がなされているところ、現状、上記の監事の報告した理事の業務に関する課題を理事会として受け入れ、その改善に向けた取り組みを継続し解消に努めている過程の状況にあることを認め、かつ、その点を留保したうえで、理事の業務執行の状況を含む学校法人の業務及び財産の状況について、不正の行為ならびに、法令、寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以 上